

# アメリカ法における スタンディング法理の再構成

太田 幸夫

- I 序 論
- II レックスマーク事件
  - 1 事実関係の概要
  - 2 判旨
- III SBAリスト事件
  - 1 事実関係の概要
  - 2 判旨
- IV 主要判例の流れ
- V 若干の考察

## I 序 論

アメリカ法における「スタンディング」(standing)は、「スタンディング・トゥ・シュー」(standing to sue)と同義であり<sup>\*1</sup>、通常、わが国における「当事者適格」、就中、「原告適格」に対応するものと解されている<sup>\*2</sup>。いずれにおいても当該訴訟で当事者とされた者にその訴訟を追行する資格があるか否かが問われ、これが否定されると本案審理に入ることなく、訴えが却下される。同様の事象としては、訴え自体が、誰が当事者であろうと、その性質上、司法判断に適さないものとして却下される場合がある。アメリカ法においては、「ジャスティシアビリティ」(justiciability)として論じられ<sup>\*3</sup>、わが国では「法律上の争訟」あるいは「審判権の限界」の問題として論じられているとこ

\*1 Black's Law Dictionary 1625 (10th ed. 2014).「スタンディング・トゥ・リテイゲイト」(standing to litigate)とも呼ばれる。CHARLES A. WRIGHT & MARY K. KANE, LAW OF FEDERAL COURTS § 13 (7th ed. 2011).

\*2 田中英夫編・英米法辞典803頁参照 (1991)。

\*3 Black's Law Dictionary 997 (10th ed. 2014).

ろである<sup>\*4</sup>。この場合も裁判所により否定的判断がされるとその訴えは却下される。「ジャスティシアビリティー」については、司法権の及ぶ範囲に関わる憲法上の問題であることが明白であるが、「スタンディング」については、憲法上の問題であるほか、それとは別に司法の裁量による謙抑の観点から説明されるプルデンシャル・スタンディング (prudential standing) もあるとされてきた<sup>\*5</sup>。合衆国最高裁はこのほど (2014年)、「スタンディング」法理の根拠について考え方の見直しを迫る判断を相次いで下した (後記Ⅱのレックスマーク事件及びⅢのSBAリスト事件)。いずれも原告のスタンディングを肯定するものであるが、その理論構成は従来判例の流れからは変わってきているようである。本稿は、これら各判断の要点を抽出した上、それまでの合衆国最高裁の判例を必要な限度で概観して両判断の判例における位置付けを見極め、さらに日本法上の同様の問題につき参考にすべき点を検討することとしたい。

## Ⅱ レックスマーク事件

### 1 事実関係の概要<sup>\*6</sup>

本件の一方の当事者であるレックスマーク (Lexmark International, Inc.) は、米国で有名なレーザープリンターの製造・販売業者であり、同社のプリンター専用のトナー・カートリッジも製造・販売していた。同社は、プライベート・プログラム (prebate program) の名の下に顧客が使用済みのトナー・カートリッジを同社に返送すれば20パーセント引きで新たなトナー・カートリッジを買えるとの制度を採用し、この制度の実効性を高めるため、カートリッジ内にトナーが切れた場合には同社がマイクロチップを交換しない限り、カート

---

\* 4 伊藤眞・民事訴訟法〔4版補訂版〕168頁以下 (2014)、高橋宏志・重点講義民事訴訟法上〔2版補訂版〕330頁以下 (2013)。なお、竹下守夫「行政訴訟と『法律上の争訟』覚書—選挙訴訟の位置づけを手懸かりとして」論ジュリ13号118頁以下は、行政訴訟につき、「法律上の争訟」の概念から「当事者適格」の問題を切り離して司法権の範囲を広げるべきであると述べられる。

\* 5 Cf. ALFRED C. AMAN, JR. ET AL., ADMINISTRATIVE LAW 319-322 (3d. ed., 2014).

\* 6 本件は、本文に掲げた当事者以外の者に関する併合事件や反トラスト法関係事件があるほか、多数の申立てが数次に亘り処理されているなど、事実関係が極めて複雑であるが、記述を最高裁判決の理解に資する限度に留めることとする。

リッジを再使用できないようにしたマイクロチップを予め組み込んでいた。

他方の当事者であるスタティック・コントロール (Static Control Components, Inc.) は、トナー・カートリッジの再生に必要な部品 (トナーを含む) の製造・販売業者であり、レックスマークのプライベート・プログラム用のマイクロチップを模したマイクロチップも開発していた。他の業者がスタティック・コントロールからこのマイクロチップを購入し、レックスマーク製の使用済みトナー・カートリッジに装填して再生したカートリッジを販売していた。

レックスマークは2002年にスタティック・コントロールに対し、著作権の侵害を理由とする訴訟を合衆国ケンタッキー東部地区地裁に提起した (本訴)。他方、スタティック・コントロールは2004年にレックスマークに対し、レックスマークがレイナム法43条(a)項<sup>\*7</sup>に違反して虚偽の広告を出し、これによりスタティック・コントロールの売上げを減らすと共に信用を毀損したとして損害賠償と違法行為の差止めを求める反訴を提起した。同地裁は、2006年9月28日、レックスマークの申立てに基づき、スタティック・コントロールのレイナム法に基づく反訴をプルデンシャル・スタンディングの欠如を理由に却下する命令 (order) を下した<sup>\*8</sup>。これに対するスタティック・コントロールの不服申立ては他の訴訟物についての本案判決<sup>\*9</sup>に対する控訴と共に第六控裁により審理され、同控裁は2012年8月29日、スタティック・コントロールのスタンディングを認め、当該事件を第一審に差し戻す旨の判決を下した<sup>\*10</sup>。

レックスマークは合衆国最高裁に裁量上告 (certiorari) を申し立て、受理された。同最高裁は、2014年3月25日、レックスマークの上告を棄却する判決を下した<sup>\*11</sup>。同判決は、裁判官全員一致の評議に基づき、スカリア判事が執筆したものである。

---

\* 7 § 43 (a) of the Lanham Act, 60 Stat. 441, codified at 15 U.S.C. § 1125 (a). 同法はわが国の不正競争防止法 (2条1項14号等) に相当する。

\* 8 Static Control Components, Inc., v. Lexmark International, Inc., 2006 WL 7347975 (E.D. Ky.).

\* 9 Static Control Components, Inc., v. Lexmark International, Inc., 487 F. Supp. 2d 830 (E.D. Ky 2007).

\* 10 Static Control Components, Inc., v. Lexmark International, Inc., 697 F. 3d 387 (6th Cir. 2012).

## 2 判旨

- ① 〈合衆国憲法〉第3編が定める司法権が有する事件 (Cases) 及び争訟 (Controversies) を解決する権限の限界及びその基礎にある権力分立の原則から我々は憲法上最低限譲ることのできないスタンディングの要件を引き出した<sup>\*12</sup>。原告は、具体的で特定された事実上の損害 (injury in fact) を被告の係争行為により被ったか、その危険が迫っているものであること及び有利な司法判断により救済される可能性があることを要する。レックスマークはスタティック・コントロールの売上げ減少と事業上の信用低下の主張が〈合衆国憲法〉第3編のスタンディングの根拠となることを否定しておらず、我々もそのように確信する〔1386頁〕。
- ② 〈それにも関わらず〉レックスマークは、スタティック・コントロールの訴えについて憲法上ではなく、〈司法の〉謙抑を理由に判断を拒絶するよう求めている。そのような主張は、連邦裁判所が裁判権を有する事件を審理し、判断する義務は事実上揺るぎのないものであるとの原則を我々が最近再確認したことと対立関係にある<sup>\*13</sup>。最近の数十年間、我々は、ブルデンシヤル・スタンディングの分野に言及してきたが、その法理は〈憲法〉第3編に由来せず、網羅的な定義がなく、少なくとも次の3種の広範囲な原則を含むとしてきた。それは、当事者が他人の法的権利の問題を提起することの禁止、代議制度で扱うのにより適した一般的な苦情の原則的禁止及び原告の請求が援用された法の保護する利益の範囲内にあることである〔1386頁〕<sup>\*14</sup>。
- ③ 原告が利益の範囲 (zone-of-interests) 内にあるか否かは、制定法解釈の通常的手法によって、立法が創設した訴訟原因 (cause of action) が特定の

\*11 Lexmark International, Inc., v. Static Control Components, Inc., 134 S. Ct. 1377 (2014). 重要部分の意識に留め、適宜、番号を付した (後記ⅢのSBAリスト事件についても同じ)。なお、わが国でも同種の紛争があり、特許権侵害が認められた(キャノン・インクタンク事件に関する最一小判平19. 11. 8民集61巻8号2989頁)。

\*12 後記Ⅳ〔11〕のルヤン事件判決を引用する。

\*13 スプリント・コミュニケーションズ事件判決 (Sprint Communications, Inc. v. Jacobs, 134 S. Ct. 584 (2013)) を引用する。ただし、同事件は、州裁判所と同一争点の訴訟が係属した連邦裁判所の裁判権回避法理 (abstention) の適用を否定したもので、スタンディング法理とは無関係である。

\*14 後記Ⅳ〔14〕のニューダウ事件判決を引用する。

原告を包含するか否かを定める問題である。〈中略〉「ブルデンシャル・スタンディング」は、特定の原告集団がその実体法規の下で訴える権利があるか否かを調べる利益範囲の分析に関する限り、誤称である〈引用略〉(1387頁)<sup>\*15</sup>。

- ④ 裁判所は、議会が否定する訴訟原因を認めるために独自の政策判断をすることができないのと同様、議会が創設した訴訟原因を単に「謙抑」(prudence)の求めであることのみを理由として制限することはできない(1388頁)。
- ⑤ 1125条(a)項<sup>\*16</sup>は、被告の虚偽広告によって損害を被ったと考える者に訴える権限を与えている。これを文字通りに読むと、その広い文体は憲法第3編の最低限の要件を充たす者は誰でも訴訟を利用できることを示しているようである。しかし〈本件の〉当事者はそのような主張をしておらず、議会が事実上損害を被ったすべての者を救済する意図であった可能性がないことからして同条を拡張して解釈すべきでないことが導かれる。我々は、先に述べた二つの関連する背景原理、すなわち、利益範囲及び近接的因果関係(proximate causality)に照らしてこの結論に達した(1388頁)。
- ⑥ 我々は、制定法上の訴訟原因は、適用法規により保護される利益の範囲内の原告にのみ及ぶと推定する〈引用略〉。現代の「利益範囲」説の形成は、行政手続法(APA)の定める司法審査に関するデイト・プロセシング事件判決<sup>\*17</sup>に端を発する。しかし、我々はその後、それが制定法により創設されたすべての訴訟原因にも当てはまること、一般的に適用される要件であること、議会が明示的に否定しない限り「利益範囲」説を背景として立法していると推定することを明らかにしてきた(1388頁)<sup>\*18</sup>。
- ⑦ 1125条(a)項に基づく虚偽広告訴訟において利益範囲内とするためには、原告が評判や売上げに関する商業的利益に被害を受けたことを主張しなければならないものと我々は考える。消費者が騙されて不満足な商品を買わされた

\*15 本判決の脚注3は、公衆一般の利益に係る訴えの例を挙げ、その場合にスタンディングが否定される根拠は、ブルデンシャル・スタンディングではなく、憲法第3編の規定によるものであるとする。

\*16 レイナム法43条(2)項(前記注7参照)。

\*17 後記IV〔1〕のデイト・プロセシング事件判決参照。

\*18 後記IV〔12〕のベネット事件判決を引用する。

場合、〈憲法〉第3編により審理が可能な事実上の損害があると言えるかも知れないが、レイナム法に保護を求めることはできない。〈中略〉企業が供給業者によって劣悪な製品を買うよう騙されたとしても、一般の消費者と同様、同法の保護するところではない (1390頁)。

- ⑧ 一般的に制定法に基づく訴訟原因は、制定法違反に近接的に帰因する損害を被った原告のみに限られると我々は推定する。損害はすべて近接する原因に帰すべきであり、遠い原因に帰すべきでないということはコモンロー上、長年に亘り確立された原理である (1390頁)。
- ⑨ 近因分析 (proximate-cause analysis) は、制定法上の訴訟原因の性質によって結論が左右される。それは、主張された被害が制定法の禁止する行為と十分密接な関係があるかという問題である。言い換えれば、近因要件は、被告の違法行為から余りに遠い損害を主張する訴訟を一般的に禁止しているということである。被告の行為による損害が偶々第三者を襲った不運の派生物であるような場合が通常それに該当する。〈中略〉しかし、レイナム法は商業的損害に限って訴訟を許容しているのであり、消費者に対する欺罔という中間段階の介在は、制定法が要求する近接的因果関係の証明にとって致命的なものではない (1390-1391頁)。
- ⑩ 1125条(a)項に基づいて訴える原告は、通常、被告の虚偽行為によって直接もたらされた経済的又は信用上の損害及びそれが消費者を騙して原告との取引を控えさせた時に発生したことを示さなければならないと考える。かような証明は、欺罔行為による損害が別の商行為者に損害を発生させ、それが原告に影響したような場合、一般的には認められない。例えば、被告の虚偽宣伝によって事業から締め出された競業者は損害賠償請求が一般的に可能であるが、その理は、競業者の地主、電力会社、競業者が支払不能となったために損害を被る他の商人に当てはまらない (1392頁)<sup>\*19</sup>。
- ⑪ 我々は、利益範囲基準 (zone-of-interests test) 及び近因要件 (proximate-cause requirement) を直接適用することにより (1125条(a)項訴訟において)

\*19 本判決の脚注6は、近接的因果関係は、〈憲法〉第3編によるスタンディングの要件ではないが、訴訟原因の構成要素であること、適法な訴訟原因の不存在は事物管轄権 (subject-matter jurisdiction) を生じさせないこと、それをブリーディング段階で適切に主張しないと訴えが却下されることを指摘する。

誰が訴えを提起できるかについて妥当な範囲が決まると考える（1391頁）\*20。

- ⑫ スタティック・コントロールの主張する損害—売上げと事業上の信用毀損—は、まさに同法が保護する商業的利益の侵害である。スタティック・コントロールは、騙された消費者としてではなく、議会在統制する商業に従事し、市場における立場がレックスマークにより侵害された者として訴えているのである。それが制定法の保護する利益の範囲内にあることは疑いがない（1393頁）。
- ⑬ 直接の競業者の販売に対する牽制は虚偽広告による典型的な直接的侵害に当たるが、そのみが1125条(a)項の想定する損害の類型ではない。少なくとも二つの理由からスタティック・コントロールの主張は近接的因果関係の要件を充たしている。第一に、スタティック・コントロールは、レックスマークがスタティック・コントロールの事業を違法であると述べ、その事業と製品に汚名を着せたと主張した。〈中略〉次に、スタティック・コントロールは、レックスマーク製トナー・カートリッジに装着するのに必要であり、それ以外に用途のないマイクロチップを設計、製造、販売したと主張することにより近接的因果関係を適切に主張した。この主張によれば、虚偽広告が〈カートリッジの〉再生業者の営業を減少させ、必然的にスタティック・コントロールをも同様に侵害したことになる（1393-1394頁）。
- ⑭ レイナム法の虚偽広告による訴訟原因が認められるためには、原告は販売または営業上の信用に対する侵害が被告の不実表示によって近接的に惹起されたことを主張し（究極的には立証し）なければならない。スタティック・コントロールは、この2要件を適切に主張した（1395頁）。

### Ⅲ SBAリスト事件

#### 1 事実関係の概要

本件は、公職候補者に関する虚偽の言辞を刑罰をもって禁止するオハイオ州法の執行の差止め等を同州選挙管理委員会等に対して求めた2団体の訴訟が

\*20 本判決は、1125条(a)項訴訟における原告適格の判断基準として、レックスマークの主張する多面的利益衡量基準（multifactor balancing test）や原審が採用した合理的利益基準（reasonable interest test）を排斥した（1391-1393頁）。

併合審理された事案である。

最初の原告SBAリスト (Susan B. Anthony List) は、妊娠中絶反対運動団体である。SBAリストは、2010年の連邦下院議員選挙運動の過程で下院議員 (当時) ドリーハウス (Steven Driehaus) が税負担による中絶規定を含む「患者保護及び医療費負担適正化法」(the Patient Protection and Affordable Care Act; ACA) に賛成したことを選挙民に知らせたいとのプレス・リリースを發した上、「スティーヴ・ドリーハウスよ、恥を知れ。ドリーハウスは税負担による妊娠中絶に賛成した。」との広告板を選挙区内に設置しようとした (ただし、同議員の顧問弁護士の警告を受けた広告会社は、この広告板の設置を拒否した)。同議員は、州選挙管理委員会にSBAリストが虚偽の言辞を發して州法に違反したと申し立てた。同委員会は3人で構成される小委員会に急いで申立てを検討させたところ、小委員会は2対1の議決によりSBAリストに州法違反の疑いがあったと認定し、事件を委員会の全体会議に付託した。同議員は、SBAリストに対し、すべての証拠の開示等を求めた。同委員会の聴聞手続が開始される直前にSBAリストは、連邦オハイオ南部地区地裁に同委員会構成員ら及び同議員を被告として差止め及び宣言的判決を求める訴えを提起した。同委員会の聴聞手続は、同議員とSBAリスト間の合意に基づき、選挙後に延期された。同議員は選挙に敗れ、同委員会への申立てを取り下げた。SBAリストは、第一審において前記州法の規定が連邦憲法に違反すること、SBAリストは将来も同様な活動することを予定しているが、再度、同委員会に呼び出され、時間と資金を浪費させられる心配があることを主張した。

第二の原告COAST (Coalition Opposed to Additional Spending and Taxes) もSBAリストと同様の団体である。COASTは、上記連邦法 (ACA) に賛成したドリーハウス議員を税金による妊娠中絶に賛成したとして批判する電子メール等の配布を計画していたが、SBAリストに対する州選挙管理委員会の動きを見て行動を控え、将来、他の議員についても同様の行動をしたい意図であると主張し、同委員会委員らを被告としてSBAリストと同様の判決を求める訴えを前記地裁に提起した。

両事件は併合審理され、同地裁は、2011年8月1日、スタンディングの欠如を理由に両原告の訴えについて却下命令を下した<sup>\*21</sup>。

両原告は抗告したが、抗告審の第六控裁は、2013年5月13日、両事件は成熟

性を有しない (not ripe for review) との理由により第一審の却下命令を維持した\*22。

両原告は合衆国最高裁に裁量上訴を申し立て、受理された。同最高裁は、2014年6月16日、原決定を破棄し、事件を原審に差し戻した\*23。同決定は、裁判官全員一致の評議に基づき、トーマス判事が執筆したものである。

## 2 判旨

- ① 〈合衆国〉憲法第3編〈第2節〉は、連邦裁判所の管轄権の範囲を「事件」(Cases)及び「争訟」(Controversies)に限定している。スタンディング法理は、司法過程によって適切に解決される紛争を識別することでこの憲法上の限定に意味を与えている。第3編のスタンディング法理は、権力の分立原理に基づいており、司法過程が政治部門の権限侵害に利用されるのを防止するために役立っている〈引用略〉。第3編のスタンディングを肯定するため、原告は、(1)事実上の損害、(2)損害と不服の対象となった行為との間の十分な因果関係、及び(3)損害が有利な裁判によって救済されることを示さなければならない\*24 (2341頁)。
- ② 本件は、事実上の損害要件に係わる事案であるが、同要件は原告が争訟の結果に個人的な利害関係を有することを確保するのに役立つものである〈引用略〉。〈憲法〉第3編の要件を十分に充たす損害とは、具体的かつ個別化されたものであり、さらに現実的又は差し迫ったものでなければならず、想像上ないし仮想のものであってはならない〈引用略〉。将来の損害の主張であっても、損害のおそれが差し迫っている場合、又は損害が発生する実質的危険性があれば、十分である〈引用略〉(2341頁)。
- ③ 連邦の裁判権行使を求める者はスタンディングを証明する責任を負ってい

---

\*21 命令文は原告毎に執筆された(事件名の当事者表記は共通である)。Susan B. Anthony List v. Driehaus, 2011 WL 3296174 (S.D. Ohio), Susan B. Anthony List v. Driehaus, 805 F. Supp. 2d 412 (S.D. Ohio, 2011).

\*22 Susan B. Anthony List v. Driehaus, 2013 WL 1942821 (6th Cir.).

\*23 Susan B. Anthony List v. Driehaus, 134 S. Ct. 2334 (2014). 本件を紹介する邦語文献として、会沢恒ほか「合衆国最高裁判所2013-2014開廷期重要判例概観」〔2014-2〕アメリカ法286頁以下がある。

\*24 後記Ⅳ〔11〕のルヤン事件判決を引用する。

る。各要素は、原告が証明責任を負う他の事項と同様の方法、すなわち、訴訟の後の段階で必要とされる証明の方法と程度により立証しなければならない<sup>\*25</sup> (2342頁)。

- ④ 訴訟においてしばしば提起される争点の一つとして、法執行のおそれが何時の段階で〈憲法〉第3編上の損害に該当するようになるかの決定基準がある。個人がそのようなおそれに面すれば、現実の逮捕、訴追あるいは他の執行行為の存在は法に異議を述べる前提条件ではない<sup>\*26</sup>。原告が憲法上の利益に影響があると疑われ、法により禁止されている一連の行動に従事する意図のあることを主張し、その場合に訴追されるおそれが説得力をもって存在すれば、事実上の損害要件を充たすとされてきた (2342頁)<sup>\*27</sup>。
- ⑤ SBAリストとCOASTは、虚偽の言辞〈禁止〉法を執行するおそれが〈憲法〉第3編の事実上の損害に達していると主張する。我々はこのことに同意する。原告人らは執行のおそれを説得力をもって主張した。第一に、原告人らは、「憲法上の利益に影響があると疑われる一連の行動に従事する意図」を主張した<sup>\*28</sup>。〈すなわち、〉両原告人も将来の選挙時に行おうとする特定の言辞について弁論した。〈中略〉次に、原告人らの意図する将来の行動は問題とする〈州〉法によって禁止されていると疑うことができる。〈中略〉小委員会は既に、SBAリストについてドリーハウス〈議員〉が税負担による妊娠中絶を支持したと述べたこと (これは原告人らが将来広めようとするのと同じ言辞である) を法に反したと疑うに足りる理由があったとした (2343-2344頁)。
- ⑥ 委員会手続の脅威は重大ではあるが、その脅威だけで〈憲法〉第3編の損害となるかどうかを我々が決める必要はない。厄介な委員会手続に刑事訴追というさらなる脅威が続いている。この二つの脅威の組み合わせは本件の状況下において〈憲法〉第3編の損害を構成するに十分であると我々は判断する (2346頁)。
- ⑦ 第六控裁は、原告人らの請求が司法審査になじまない結論付けるに当たり、事実記録が十分に展開されているかどうか、それに手続の現段階におい

\*25 ここでも後記IV〔11〕のルヤン事件判決を引用する。

\*26 後記IV〔4〕のステップェル事件を引用する。

\*27 後記IV〔8〕のバビット事件判決を引用する。

\*28 ここでも後記IV〔8〕のバビット事件判決を引用する。

て司法上の救済を否定すれば当事者に苦況を及ぼすかどうかの他の2要素を検討した。〈中略〉相手方らが我々に抗告人らの請求を憲法ではなく、謙抑上 (prudential) の理由により司法審査になじまないと判断させようとする限り、そのような要請は、連邦裁判所が裁判権を有する訴訟を審理し、判断する義務は事実上揺るぎのないものであることを我々が最近再確認したのと対立関係にある (2347頁)<sup>\*29</sup>。

#### IV 主要判例の流れ

スタンディングに関するアメリカの判例は極めて多いので、本稿では網羅的に採り上げることはせず、上記Ⅱ及びⅢの各判断の理解に資する主要な合衆国最高裁判例に限って検討の対象とし、参考文献の引用も最小限に止めることとする。

アメリカ法においては、従来、原告適格があるというためには、法的に保護された利益を侵害されたこと (injury to a legally protected interest) を証明できなければならないとされていた<sup>\*30</sup>。この法的保護利益説を捨ててスタンディングを認める範囲を拡大したのが次の著名なデータ・プロセッシング事件判決である。

##### 〔1〕データ・プロセッシング事件判決 (1970. 3. 3)<sup>\*31</sup>

(事実関係) 連邦銀行局長 (Comptroller of the Currency) は、全国の銀行に情報処理サービスを認める裁定 (ruling) を下した。情報処理を業とする会社や団体が同局長を被告としてその裁定の取消しを求めて提訴した。第一審<sup>\*32</sup>及び控訴審<sup>\*33</sup>とも原告らのスタンディングを認めなかった。合衆国最高裁判決 (ダグラス判事執筆) は、以下の理由により原判決を破棄し、差し戻した。

\*29 前記Ⅱのレックスマーク事件判決を引用する。なお、前記注13とその本文参照。

\*30 WRIGHT & KANE, *supra* note 1, at 74.

\*31 Ass'n of Data Processing Service Org, Inc. v. Camp, 397 US 150 (1970). 藤田泰弘「公法訴訟の要件(2)—当事者適格」英米判例百選Ⅰ 54頁以下、早坂禎子「行政訴訟の原告適格 (standing)」英米判例百選Ⅲ版142頁以下各参照。

\*32 Ass'n of Data Processing Service Org, Inc. v. Camp, 279 F. Supp. 675 (D. Minn. 1968).

(判旨) ①スタンディングを一般的に論ずることは意味がないことであるが、スタンディングの問題について、司法権の範囲を事件 (Cases) 及び争訟 (Controversies) に限定した〈憲法〉第3編の枠内で考えるべきであるとの一般論だけは必要である。②第一に、原告が違法と主張する行為が原告に経済的にせよ、その他にせよ、事実上の損害を及ぼしたかが問題になるが、原告らは競業者としてこの基準を満たしていることは明らかである。③「法的利益」説は本案に関わるものであって、スタンディングの問題はこれとは異なる。「事件」又は「争訟」とは別に、原告が救済を求める利益が制定法又は憲法上の保障によって保護又は規制されていると論じ得る利益の範囲内にあるかどうか〈第二に〉関係する。④行政手続法は、「関係する制定法の意味内で行政庁により侵害された」者にスタンディングを認めている。その利益は、経済的であるほか、時には、美的、保全、リクリエーション上のものとして現れる。⑤〈憲法〉第3編による司法権の問題とは別に、スタンディングには当裁判所が決めてきた自己抑制 (self-restraint) の原則を含んでいる。⑥〈銀行の業務範囲を限定した〉銀行業法 (Bank Service Corporation Act of 1962) 4条は、競業者を保護利益の範囲内に置いたと解する余地がある。

(説明) 本判決は、スタンディングの有無を決する基準とされていた法的利益説を本案に関するものとして排し、上記のように、第一に憲法による司法権の範囲の要請から原告に「事実上の損害」があることを必要とし、第二に原告の主張する利益が制定法の保護範囲と論ずる余地のあるものであることを要件とした (その最終判断は本案に委ねられる)。本判決によって訴訟の入り口は大きく開かれたことになり、その後の司法運営に大きな影響を与えた。

[2] シエラクラブ事件決定 (1972. 4. 19)<sup>\*34</sup>

(事実関係) キャリフォルニア州に所在するミネラルキング谷はセクォイア国有林の一部であり、鳥獣保護区に指定されていた。連邦森林局はこの地を冬期のスキリゾート地及び夏期の避暑地にすることを企画し、施設の建設と稼働

\*33 Ass'n of Data Processing Service Org. Inc. v. Camp, 406 F. 2d 837 (8th Cir. 1969).

\*34 Sierra Club v. Morton, 405 U.S. 727 (1972). 太田幸夫「アメリカ通信第二信—環境訴訟の動向を中心に—」判タ285号76頁以下 (1973) で紹介した。

について入札を実施し、その結果、ウォルト・ディズニー・エンタープライズによる提案が採用された。カリフォルニア州はこのリゾート施設に通じるハイウェイの建設を計画し、その一部がセクォイア国立公園を横切るほか、高圧線も必要となり、国立公園を所管する内務省の認可が必要であった。環境保護団体である原告シエラクラブは、同計画が連邦法に抵触すると主張し、内務長官らを被告として宣言的判決及び差止め等を求める訴えを連邦カリフォルニア北部地区地裁に提訴した。同地裁は、仮差止め命令を発した<sup>\*35</sup>。抗告審の第九控裁は、スタンディングの欠如を理由に原命令を取り消した<sup>\*36</sup>。再抗告審の合衆国最高裁決定（ステュワート判事執筆）は、以下の理由により、第一審原告の再抗告を棄却した。

（判旨）①美観や環境上の利益も経済的利益と同様、私達の社会の生活の質の重要な要素であり、特定の環境利益が少数の者でなく、多数の者が享受しているというだけでは司法過程において法的保護に値しないということにならない。しかし、「事実上の損害」基準は、認識可能な利益に対する損害以上のものを求めている。それは、〈司法〉審査を求めている当事者自身が損害を被った者に属してでなければならないことである。②シエラクラブは、自身かその構成員がディズニーの開発によってその活動や娯楽に影響があったことを主張していない。

（説明）本判決は、前記〔1〕のデイト・プロセッシング事件判決が示したスタンディングの判断基準としての「事実上の損害」基準を維持しつつ、原告自身はその損害を被った者でなければならないとして、スタンディングの拡大に歯止めをかけた。シエラクラブは自らのスタンディングの根拠として「私的司法長官」理論（private-attorney-general doctrine）<sup>\*37</sup>を援用し、あえて固有の損害を主張せず、同理論が採用されなかったために敗訴に至ったものである<sup>\*38</sup>。

\*35 Sierra Club v. Hickel, 1 ELR 20010 (N.D. Cal. 1969).

\*36 Sierra Club v. Hickel, 433 F. 2d 24, (9th Cir. 1970).

\*37 「私的司法長官理論」は、私人が公益を主張できるとする理論で、高名なジェロウム・フランク判事が最初に提唱した。太田幸夫「環境訴訟における原告適格—SCRAP判決を機縁にして—」判タ307号26頁参照。

\*38 本判決の注8で指摘されている（405 U.S. 727, 735）。

〔3〕スクラップ事件決定 (1973. 6. 18)<sup>\*39</sup>

(事実関係) スクラップ (Students Challenging Regulatory Agency Procedures (SCRAP)) と称する学生団体が鉄道会社の運賃値上げにより回収可能物品の流通が阻害されると主張し、州際通商委員会 (ICC) による運賃の暫定的認可の執行の差止め等を求める本訴を提起し、併せて予備的差止めを申し立てた<sup>\*40</sup>。第一審の合衆国コロンビア地区地裁 (合議体) は、予備的差止めの申立てを認容した<sup>\*41</sup>。相手方である合衆国は合衆国最高裁に直接抗告したところ<sup>\*42</sup>、合衆国最高裁決定 (ステュワート判事執筆) は、次のとおり判示し、スクラップのスタンディングを理念的には認めたが、他の理由により原決定を破棄し、事件を差し戻した。

(判旨) スクラップは、特定のかつ違法であるという委員会の処分によって直接にワシントン首都圏における天然資源の利用について損害を被ったという主張をしている。本件訴えの対象である行政庁の処分は全国の鉄道の殆どすべてを対象とし、我が国のすべての天然資源に影響があると主張されている。我が国の観光資源を利用する者、また実際に大気を吸う者全員が同様の損害を主張し得るであろう。しかし当裁判所はスタンディングが多くの人々が同様の損害を被っていることのみを理由として否定されないことを既に明らかにした。

(説明) 本決定は、スクラップのスタンディングについて上記〔1〕のデイト・プロセッシング事件判決に沿って検討し、これを理念的に肯定した。運賃値上げにより天然資源の利用に影響があるとのスクラップの主張を認め、さらに大気を吸う者全員が同様の損害を主張できるとした点は画期的な判断である。しかし、本決定は、別の理由で原決定を破棄しているため、上記判旨のインパクトは大きくない。

〔4〕ステッフエル事件判決 (1974. 3. 19)<sup>\*43</sup>

(事実関係) ステッフエルとその友人達は、ショッピングセンターの外部歩

---

\*39 United States v. SCRAP, 412 U.S. 669 (1973).

\*40 事件の詳細及び経過等については、注37記載の太田論文を参照されたい。

\*41 SCRAP v. US, 346 F. Supp. 189 (D.D.C, 1972).

\*42 地裁の合議体による差止判決・決定に対しては、合衆国最高裁への直接上訴が認められている。注37記載の太田論文24頁注②参照。

道でベトナム戦争反対のビラを配っていたところ、警察官からビラの配布を止めないと逮捕すると警告されたため、その場を立ち去ったが、配布を続けた仲間が逮捕されるに至った。ステッフェルらは、ビラ配布の禁止が合衆国憲法修正第1章及び第14章に違反することの宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国ジョージア北部地区地裁は、原告らの訴えを却下した<sup>\*44</sup>。控訴審の第五控裁も同様の判断で控訴を棄却した<sup>\*45</sup>。合衆国最高裁判決（ブレナン判事執筆）は、次の理由により原判決を破棄し、事件を差し戻した。

（判旨）憲法上の主張をするために上告人が現実には逮捕されたり、訴追される必要はなく、本件においては現実の争いが存在する。

（説明）本判決は、主として現実の逮捕や訴追がないのに、そのおそれをもって争訟性を認めた事例として意義があり、SBAリスト事件最高裁判決の理由中で引用された。わが国では、確認の利益ないし訴えの利益の問題として扱われるものであろう。

〔5〕リチャードスン事件判決（1974. 6. 25）<sup>\*46</sup>

（事実関係）リチャードスは納税者の資格で合衆国の財務長官に対し、中央情報局（CIA）の歳出入に関する情報の開示を義務付ける訴え（mandamus）を提起した。第一審の合衆国ペンシルヴェイニア西部地区地裁は、リチャードスンの訴えを却下した<sup>\*47</sup>。控訴審の第三控裁は事件を第一審に差し戻した<sup>\*48</sup>。合衆国最高裁判決（バーガー長官執筆）は、次の理由により第一審原告のスタンディングを否定し、原判決を破棄した。

（判旨）司法の救済を求めるには、結果についての個人的利害、直接の損害又は特定の具体的な損害、すなわち、一般的な不服以上のものを有しなければならない。

（説明）本判決は、スタンディングの要件として、訴訟の結果について原告自

\*43 Steffel v. Thompson, 415 U.S. 452 (1974).

\*44 Becker v. Thompson, 334 F. Supp. 1386 (N.D. Ga. 1971).

\*45 Becker v. Thompson, 459 F. 2d 919 (5th Cir. 1972).

\*46 United States v. Richardson, 418 U.S. 166 (1974).

\*47 未掲載。

\*48 Richardson v. United States, 465 F. 2d 844 (3d Cir. 1972).

身に具体的な利害のあることを主張しなければならないことを明らかにしたものである。わが国では、争訟性、確認の利益又は義務付け訴訟の要件の問題として扱われるであろう。

〔6〕 シュレシンジャー事件判決 (1974. 6. 25)<sup>\*49</sup>

(事実関係) 予備役軍人の一団体 (Reservists Committee to Stop the War) は、連邦議会議員が予備役軍人を兼ねるのは合衆国憲法の兼職禁止条項に反すると主張し、国防長官らを相手に宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国コロンビア地区地裁は、請求を一部認容した<sup>\*50</sup>。控訴審のコロンビア地区控裁は国防長官らの控訴を棄却した<sup>\*51</sup>。合衆国最高裁判決(バーガー長官執筆)は、次の理由により原判決を破棄し、差し戻した。

(判旨) 第一審原告らの主張する兼職禁止条項の不遵守は、憲法上の「事件又は争訟」要件を満たすのに必要な具体的損害ではなく、単に抽象的な損害をいうに過ぎず、第一審原告らはスタンディングを有しない。

(説明) 本判決は、憲法的観点から争訟性を否定した事案であるが、求められた救済と原告との関係を問うてもおり、わが国での原告適格論ないし訴えの利益論に通ずるところがある。

〔7〕 サイモン事件判決 (1976. 6. 1)<sup>\*52</sup>

(事実関係) 低所得者とその団体 (E. Ky. Welfare Rights Org.) は、財務長官と内国歳入庁長官を相手に内国歳入庁が低所得者に緊急のルームサービスしか提供しない非営利組織の病院に税法上の特典を与えた決定が内国歳入法と行政手続法に違反すると主張し、宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国コロンビア地区地裁は、簡易判決 (summary judgment) により原告らの請求を認容した<sup>\*53</sup>。控訴審のコロンビア地区控裁は、本案上の理由により第一審判決を取り消した<sup>\*54</sup>。合衆国最高裁判決 (パウエル判事執筆) は、次の理由に

\*49 Schlesinger v. Reservists Comm. to Stop the War, 418 U.S. 208 (1974).

\*50 Reservists Comm. to Stop the War v. Laird, 323 F. Supp. 833 (D.D.C. 1971).

\*51 本件最高裁判決によれば、本件控訴審判決はメモランダム形式で未公開という。

\*52 Simon v. E. Ky. Welfare Rights Org., 426 U.S. 26 (1976).

\*53 E. Ky. Welfare Rights Org. v. Shulz, 370 F. Supp. 325 (D.C. 1973).

より第一審原告らのスタンディングを否定して原判決を破棄し、訴えを却下することを指示して事件を第一審に差し戻した。

(判旨) ①各団体は、低所得者の保健施設へのアクセスを容易にすることに貢献することを目的としているというが、その目的を理由にするだけではスタンディングがあるということにはならない。②低所得者個人らが低所得の故に医療サービスを受けられなかったという主張だけでは、病院でなく、財務省官吏を被告として税法上の特典を与える決定の違法性を争う訴えにおいて「事件又は争訟」があるとする根拠にはならない。

(説明) 本判決の判旨①は、スタンディングの根拠となる損害が具体的であることを要求している。判旨②は、司法権の及ぶ範囲を論じているが、わが国で論じられてる被告適格の存否に関わりがあるようにも見える。

〔8〕バビット事件判決 (1979. 6. 5)<sup>\*55</sup>

(事実関係) 農業労働者の組合及び組合員らはバビット・アリゾナ州知事を相手に新しく制定された農業労働者雇用関係法が合衆国憲法に違反すると主張し、その執行の差止めを求めて提訴した。第一審の合衆国アリゾナ地裁(合議体)は、同法全体が違憲であると判断して請求を認容した<sup>\*56</sup>。同判決に対し、州知事は合衆国最高裁に直接上告したところ、同最高裁判決(ホワイ特判事執筆)は次のとおり述べ、事件性を認めた(ただし、刑事事件等につき同州の裁判所が結論を下すまで裁判を中止すべきであるとして原判決を破棄し、差し戻した)。

(判旨) ①抽象的問題であるか、「事件又は争訟」性があるかの識別の基本的基準は、当事者が提示した争点に対立する法的利害関係のある当事者間に仮装又は抽象的でない明確で具体的な紛争が提示されているかにある。②制定法の合憲性を争う原告は、法の作用ないし執行の結果、直接的損害を被る現実的なおそれのあることを示さなければならないが、予防的に救済を受けるために損害の発生を待つ必要はない。損害の発生が確実に迫っているのであれば、それ

\*54 E. Ky. Welfare Rights Org. v. Simon, 506 F. 2d 1278 (D.C. Cir. 1974).

\*55 Babbit v. United Farm Workers National Union, 442 U.S. 289 (1979).

\*56 United Farm Workers National Union v. Babbit, 449 F. Supp. 449 (D. Ariz. 1978).

で十分である。

(説明) 本判決は、予防的救済請求における司法審査の要件を扱っており、刑事法の違憲性を争うには刑事手続の執行を待つ必要はないとした。この点で上記〔4〕のステッフエル事件判決と共にSBAリスト事件最高裁判決で引用された。

〔9〕 ヴァリーフォージ・クリスチャン大学事件判決 (1982. 1. 12)<sup>\*57</sup>

(事実関係) 政教分離の徹底を唱える団体(第一審原告。略称はアメリカンズ・ユナイテッド)は元陸軍病院の敷地が非営利の宗教教育団体(第一審被告)に無償で譲渡されたことを知り、この譲渡が合衆国憲法修正第1章の国教禁止条項に触れるとして宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国ペンシルヴェイニア東部地区地裁は原告がスタンディングを有しないことを理由に訴えを却下した<sup>\*58</sup>。控訴審の第三控裁は、原告のスタンディングを一部認め、事件を第一審に差し戻した<sup>\*59</sup>。合衆国最高裁判決(レンクウィスト判事執筆)は、次の理由により控訴審判決を破棄した。

(判旨) ①不服の対象となったのは連邦議会の活動ではなく、保健福祉教育省(HEW)による土地譲渡決定であり、この譲渡は連邦議会の憲法による課税・歳出権限の行使ではないから、第一審原告は納税者(taxpayer)としてのスタンディングを有しない。②第一審原告は、その主張する憲法違反の結果、どのような個別的損害を被ったかを心理的損害について以外、明らかにしていない。そのような損害は憲法第3編の下でスタンディングを付与するのに十分な損害とはいえない。

(説明) 本判決の判旨①は納税者訴訟の原告適格を本件において否定し、判旨②は、スタンディングの要件として違法行為と原告が被った損害との間の因果関係が必要であること、スタンディングに必要な損害は心理的不満だけでは不

\*57 Valley Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church and State, 454 U.S. 464 (1982).

\*58 未登載。本件最高裁判決によれば、当初、コロンビア地区地裁に提訴されたが、ペンシルヴェイニア東部地区地裁に移送されたとのことである。

\*59 Valley Forge Christian College v. U.S. Dept. of HEW, 619 F. 2d 252 (3d Cir. 1980).

十分であることを明らかにしたものである。

[10] アソシエイト・ジェネラル・コントラクターズ事件決定

(1983. 2. 22)<sup>\*60</sup>

(事実関係) キャリフォルニア州における土建労働者の組合が土建業者の連合会を相手に、連合会が土建業者に対し、組合員のいない業者との取引を強制したために組合の活動を制約したのは反トラスト法に違反すると主張して3倍賠償 (treble damages) を求め、提訴した。第一審の合衆国カリフォルニア北部地区地裁は、原告の主張する請求原因が不明確であるとして訴えの却下命令を下した<sup>\*61</sup>。抗告審の第九控裁は、第一審の命令を一部取り消し、事件を第一審に差し戻した<sup>\*62</sup>。合衆国最高裁決定 (スティーヴンズ判事執筆) は次の理由により第一審の判断を正当として抗告審の決定を破棄した。

(判旨) 第一審原告の主張する上記請求原因は、組合自体が反トラスト法違反行為によって活動又は財産上の損害を受けたことを十分に主張しておらず、このことは第一審原告が付随的な損害や一審被告の害意を主張していても変わらない。

(説明) 本決定は、スタンディングについて正面から判断したのではなく、訴状の請求原因の明確化責任の観点から判断したものであるが<sup>\*63</sup>、スタンディングの要件として原告自身において救済可能な損害が発生したことの主張を求めている点が重要である。

[11] ルヤン事件判決 (1992. 6. 12)<sup>\*64</sup>

(事実関係) 連邦の絶滅危惧種法 (Endangered Species Act) は、連邦機関が絶滅危惧種の生態に影響のある行為について内務長官と協議すべきこと、何

---

\*60 Associated General Contractors of Cal. v. Cal. State Council of Carpenters, 459 U.S. 519 (1983).

\*61 Cal. State Council of Carpenters v. Associated General Contractors of Cal. 404 F. Supp. 1067 (N.D. Cal. 1975).

\*62 Cal. State Council of Carpenters v. Associated General Contractors of Cal. 648 F. 2d 527 (9th Cir. 1983).

\*63 See Fed. R. Civ. P. 12 (e).

人も同法違反の行為について差止訴訟を提起できることを定めている。同法の適用地域について内務省の規則は、当初、外国における連邦機関の行為にも適用されるとしていたが、後に国内及び公海上に限ると改めた。環境保護団体 (Defenders of Wildlife) は、内務長官に対し、この改正規則の無効確認と施行の差止めを求める訴えを提起した。第一審 (第一次) は原告のスタンディングを否定して訴えを却下した<sup>\*65</sup>。控訴審 (第一次) は、これを取り消し、事件を差し戻した<sup>\*66</sup>。差戻後の第一審は、略式判決 (summary judgment) により原告の請求を認容した<sup>\*67</sup>。控訴審 (第二次) は、内務長官の控訴を棄却した<sup>\*68</sup>。合衆国最高裁判決 (スカリア判事執筆) は次の理由により原判決を破棄し、事件を差し戻した。

(判旨) ①スタンディングの憲法上求められる最小限の要件は、第一に原告が事実上の損害を被ったこと—具体的で特定の法的に保護された利益に対する侵害が現実にあるか、差し迫っていること、第二に損害と対象となる行為との間に因果関係があること、第三に損害が裁判により救済される可能性のあることである。②第一審原告の構成員がかつてエジプトやスリランカの絶滅危惧種の生息地を訪ねたことがあり、いつか再訪したいとの希望を持っているとしても、種に対する危険が兩名に差し迫った危険をもたらすことを何ら示していない。③原審は、法の市民訴訟 (citizen-suit) 条項が市民に手続的権利を与えたとの理由によってもスタンディングを認めたが、本件は第一審原告らが手続的要件を無視され、具体的な利益が侵害された事案ではない。

(説明) 本判決は、スタンディングの憲法上の要件を再確認し、環境保護に関する制定法上よく見受けられる市民訴訟条項を活用できる範囲を極めて狭く解釈した点で影響が大きい。

---

\*64 Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555 (1992). 邦語による評釈として、喜多村洋一「連邦法による原告適格の付与が違憲とされた事例」ジュリ1043号100頁以下、藤倉皓一郎「環境訴訟における当事者適格」ひろば1997年6月号61頁以下等がある。

\*65 Defenders of Wildlife v. Hodel, 658 F. Supp. 43 (D. Minn. 1987).

\*66 Defenders of Wildlife v. Hodel, 851 F. 2d 1035 (8th Cir. 1988).

\*67 Defenders of Wildlife v. Hodel, 707 F. Supp. 1082 (D. Minn. 1989).

\*68 Defenders of Wildlife v. Lujan, 911 F. 2d 117 (8th Cir. 1990).

[12] ベネット事件判決 (1997. 3. 19)<sup>\*69</sup>

(事実関係) 連邦の絶滅危惧種法は、連邦機関が絶滅危惧種に影響のある事業を実施しようとする場合、内務省魚類・野生生物局と協議すべきこと、同局は、調査の結果、事業が絶滅危惧種の生態等に影響があると判断した場合、「生物学的意見書」(the Biological Opinion)により合理的な代替案を示すべきことを定めている。内務省干拓局は、カリフォルニア州北部からオレゴン州南部にかけてクラマス灌漑計画 (the Klamath Irrigation Project) を実施しようとし、魚類・野生生物局と協議した。同局は、生物学的意見書を発し、同計画が絶滅が危惧される二種の魚に影響を及ぼすこと、これを避けるため関係湖水の最低水位を維持すべきことを代替案として示した。クラマス灌漑計画により水の供給を受けるオレゴン州の灌漑地区と牧場主らは、魚類・野生生物局長らを相手として同法の市民訴訟条項に基づき、宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国オレゴン地裁は、スタンディングの欠如を理由に訴えを却下した<sup>\*70</sup>。控訴審の第九控裁は、第一審原告の控訴を棄却した<sup>\*71</sup>。合衆国最高裁判決 (スカリア判事執筆) は次の理由により第一審原告らのスタンディングを認め、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

(判旨) ①絶滅危惧種法上の市民訴訟条項がブルデンシヤル・スタンディングの要件としての「利益の範囲」(zone-of-interest) 基準を否定し、正確に言えば利益の範囲を拡張したかが問題となるが、当裁判所はこれを肯定する。②同法の市民訴訟条項は、環境規制違反者や規制不十分な行政庁に対してのみならず、過剰規制の行政庁に対しても適用される。

(説明) 本件は、絶滅危惧種法上の市民訴訟条項の適用が問題となった点で上記 [12] のルヤン事件判決と同じであるが、適用の可否の点で結論が異なった。それは、原告に事実上の損害があるか否かの利益状況が異なったためであると思われる。ただ、市民訴訟条項が環境保護とは対立する方向で利用された点は立法の目的と反するのではないかとの疑問が生じる。

\*69 Bennett v. Spear, 520 U.S. 154 (1997).

\*70 Bennett v. Plenart, 1993 WL 669429 (D. Or).

\*71 Bennett v. Plenart, 1993 WL 669429 (9th Cir. 1995).

[13] レインズ事件判決 (1997. 6. 26)<sup>\*72</sup>

(事実関係) 連邦議会は大統領に対し、歳出法公布の署名後にも特定の支出項目について拒否権を与える法律 (Line Item Veto Act) を制定した。同法に反対した6名の議員が財務長官らを相手に同法が連邦議会の権限を行政に委譲するもので違憲であるとして宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国コロンビア地区地裁は同法が違憲であるとの簡易判決を下した<sup>\*73</sup>。被告らは最高裁に直接上告した<sup>\*74</sup>。最高裁は次の理由により第一審原告らのスタンディングを否定し、第一審判決を破棄し、訴えを却下させるべく事件を差し戻した<sup>\*75</sup>。

(判旨) ①憲法上の「事件又は争訟」との要件の一要素として、第一審原告らは訴状に基づいてスタンディングを有することを証明しなければならない。②第一審原告らは自身の個人的損害を何ら主張せず、主張された制度的な損害は完全に抽象的で広く拡散したものである。本件争いを現時点で、かつ現在の方式で訴訟に持ち込むのは歴史的経験に反する。

(説明) 本判決は、スタンディング法理を憲法が求める争訟性の要件の一部としたが、プルデンシャル・スタンディングについては触れていない。議員がその資格で制定法について違憲を理由に事実上の損害を主張するのは確かに困難であろう。

[14] ニューダウ事件判決 (2004. 6. 14)<sup>\*76</sup>

(事実関係) 無神論者のニューダウ (法律家・内科医) は、娘の通う小学校が1954年の連邦制定法に基づいて毎日、神の名の下に忠誠の誓い (Pledge of Allegiance) をさせていることが連邦憲法修正第1章の政教分離原則に違反すると主張し、連邦議会、校区等を相手に宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国カリフォルニア東部地区地裁は、原告の訴えを却下した<sup>\*77</sup>。控訴審の第九控裁は、第一審原告のスタンディングと制定法及び校区の政策の違憲性

\*72 Raines v. Byrd, 521 U.S. 811 (1997).

\*73 Byrd v. Raines, 956 F. Supp. 25 (D.D.C. 1957).

\*74 同法692条(b)が違憲判決に対する直接上告を定めている。

\*75 わが国の最高裁であれば訴え却下の自判をしたであろう。

\*76 Elk Grove Unified School District v. Newdow, 542 U.S. 1 (2004).

\*77 Newdow v. U.S. Congress, 2000 WL 35505916 (E.D. Cal. 2000).

を認め、第一審判決を取り消し、事件を第一審に差し戻した（第一次ニューダウ事件）<sup>\*78</sup>。その後、娘の母親が唯一の監護権者として参加したため、改めて第一審原告の非監護権者としてのスタンディングを認め（第二次ニューダウ事件）<sup>\*79</sup>、さらに判決を訂正し、連邦制定法が違憲であることの宣言を求める請求についての判断を留保した（第三次ニューダウ事件）<sup>\*80</sup>。合衆国最高裁判決（スティーヴンズ判事執筆）は次の理由により第一審原告のスタンディングを否定し、原判決を破棄した。

（判旨）①スタンディング法理は、二つの要素から成っている。憲法第3編のスタンディングは、「事件又は争訟」性を求め、プルデンシャル・スタンディングは、連邦の裁判権の行使に司法自らが加えた制限である。②プルデンシャル・スタンディングは、他人の法的権利を採り上げることの一般的禁止、代議部門に委ねるのがより適切な概括的な不服についての裁定を禁ずる原則、申立てが適用を求める法により保護された利益の範囲内にあるとの要件を含んでいる。③第一審原告のスタンディングは、娘との父子関係に由来しているが、第一審原告は、「近友」(next friend)<sup>\*81</sup>として訴える権利を有していない。それ故、第一審原告は連邦裁判所に訴えを提起するためのプルデンシャル・スタンディングも有しない。

（説明）本判決は、スタンディング法理には合衆国憲法第3編に由来する争訟性に関するものと裁判所が謙抑的に設けたプルデンシャル・スタンディングの二種があることを再確認し、監護権のない父親が子の教育について訴えを提起した場合にプルデンシャル・スタンディングを否定したものである（なお、納税者訴訟としてのスタンディングも否定している）。

[15] アムネスティ・インターナショナルUSA事件判決（2012. 2. 26）<sup>\*82</sup>

（事実関係）外国諜報監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act）が2008年に改正され、司法長官と国家諜報局長に米国民以外で米国外にいる個人を監

\*78 Newdow v. U.S. Congress, 292 F. 3d 597 (9th Cir. 2002).

\*79 Newdow v. U.S. Congress, 313 F. 3d 500 (9th Cir. 2002).

\*80 Newdow v. U.S. Congress, 3282 F. 3d 466 (9th Cir. 2003).

\*81 わが国の法定代理人に相当する。

\*82 Clapper v. Amnesty Int'l USA, 133 S. Ct. 1138 (2013).

視し、外国の諜報情報を得る権限が与えられた。この権限を行使するには外国諜報監視裁判所 (Foreign Intelligence Surveillance Court) の許可を得ることが原則である。弁護士や人権団体は同法が違憲であると主張し、国家諜報局長らを相手に宣言的判決等を求めて提訴した。第一審の合衆国ニューヨーク南部地区地裁は、原告らのスタンディングを否定し、訴えを却下した<sup>\*83</sup>。控訴審の第二控裁は、スタンディングを認め、第一審判決を取り消し、事件を差し戻した<sup>\*84</sup>。合衆国最高裁判決 (アリトー判事執筆) は次の理由により原判決を破棄し、事件を差し戻した。

(判旨) 第一審原告らは憲法第3編のスタンディングを有しない。それは、彼らが恐れているという損害が確実に起こりそうであることが証明できないことと、起こりそうでない損害を予期し、費用をかけてスタンディングを作り出すことはできないことによる。

(説明) 本判決は、スタンディングの要件中、事実上の損害について発生の確実性を重視し、第一審原告らが損害を被る蓋然性を否定した。本判決は、この点で控訴審判決と結論を異にした。

## V 若干の考察

上記Ⅳ〔1〕のデイト・プロセッシング事件判決は、スタンディングに関する従来の法的保護利益説を捨て、主張に係る利益が法又は憲法によって保護又は規制されていると論じ得る利益の範囲内にあることをもって足りるとし、大幅に要件を緩和した。しかし、その後の判例の展開を見ると、消極的判例も多く見受けられ (上記Ⅳ〔2〕のシエラクラブ事件決定と〔11〕のルヤン事件判決が代表的である)、スタンディング法理は必ずしも緩和傾向にあったということとはできない。

スタンディングは合衆国憲法第3編の事件又は争訟に関わるものと司法の謙抑に由来するブルデンシヤル・スタンディングの二種に区別されると説明されてきた (上記Ⅳ〔1〕のデイト・プロセッシング事件判決,〔14〕のニューダウ

\*83 *Amnesty Int'l USA v. Connell*, 646 F. Supp. 2d 633 (S.D.N.Y. 2009).

\*84 *Amnesty Int'l USA v. Clapper*, 638 F. 3d 118 (2d Cir. 2011).

事件判決等)。しかし、上記Ⅱのレックスマーク事件判決は、利益範囲の問題をプルデンシャル・スタンディングに属するとするのは誤称であるとした（上記Ⅱ 2③）。この問題は本案に属すると趣旨である。個人的ではない一般的な苦情の禁止（上記Ⅳ〔6〕のシュレシンジャー事件判決参照）もプルデンシャル・スタンディングではなく、憲法上の事件又は争訟性の問題ということになる。上記ⅢのSBAリスト事件決定は、憲法上の事件又は争訟の要件として、事実上の損害を挙げ（上記Ⅲ 2①）、原告が争訟の結果に個人的な利害関係を確保することを重視している。そうするとプルデンシャル・スタンディングの問題として残されるものがあるであろうか。ただ、プルデンシャル・スタンディングが網羅的に示されてきた訳ではないので、何が残るかは不明な点がある。

上記ⅢのSBAリスト事件決定は、原告が一定の行動を起こす場合に将来訴訟追される可能性があれば現実の刑事手続の発生を待つまでもなく事前の行政手続について予防的訴訟を起こし得ると判断した。これは、上記Ⅳ〔4〕のステップフル事件判決及び〔8〕のバビット事件判決を踏襲し、憲法第3編の要件としての損害については将来的な損害発生のおそれですりとしたもので目新しくはない。

上記Ⅱのレックスマーク事件判決及びⅢのSBAリスト事件決定とも裁判官全員一致の評議による裁判であって安定性が見られ、スタンディング法理は一元化の方向で再構成されると見られる。

わが国においてスタンディングに相当するのは、主として民事訴訟法や行政訴訟法上の当事者適格ないし原告適格の問題であるが、アメリカ法では主として憲法上の事件又は争訟性の問題の一部として扱われる点に違いがある<sup>\*85</sup>。わが国の裁判所法3条1項は、裁判所の権限について、「憲法に特別の定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟<sup>\*86</sup>を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」とし、争訟以外にも権限が及ぶことを明らかにしている<sup>\*87</sup>。こ

\*85 この点に関し、注4記載の竹下論文参照。なお、長谷部恭男「司法権の概念と『争訟の状況』」新堂幸司監・実務民事訴訟法講座(第3期)第1巻57頁以下(2014)が有益である。

\*86 法律上の争訟であっても、具体的事件性を欠くものは司法審査の対象とならない(警察予備隊訴訟に関する最大判昭27.10.8民集6巻9号783頁。田中二郎・司法権の限界(1976)35頁参照)。

のように、わが国では憲法76条にいう司法権の及ぶ範囲の問題<sup>\*88</sup>と民事訴訟法及び行政訴訟法上の当事者適格ないし原告適格の問題は直結している訳ではない。

当事者適格論の詳細については民事訴訟法の教科書等<sup>\*89</sup>に委ねるが、法定訴訟担当としては、消費者契約法に基づく適格消費者団体及び消費者の財産的損害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（略称は消費者裁判手続特例法）に基づく特定適格消費者団体の制度が目新しい<sup>\*90</sup>。任意的訴訟担当としては、他人の権利の行使を認めるべき場合の要件が論じられてきた<sup>\*91</sup>。

原告適格についての行政事件訴訟法9条は、平成16年法律第84号により法律上の利益の有無を判断する基準を示す第2項が追加された。その趣旨は、国民の権利利益の拡大にあるとされるが<sup>\*92</sup>、既出の最高裁判例を条文化したものである<sup>\*93</sup>。その後、原告適格の範囲が拡大傾向にあるかと言えば、対象施設周辺

\*87 兼子一＝竹下守夫・裁判法（第4版）68頁（2001）は、法律により司法権の範囲に属するとされたもの（例えば、選挙訴訟等）は、争訟性ないしは主体性を擬制して訴訟事件として取り上げることが意味するとされる。なお、亘理格「法律上の争訟と司法権の範囲」磯部力ほか編・行政法の新構想Ⅲ（2008）23頁は、裁判所法3条の規定により憲法上の司法権の役割及び権限行使が制約されるのは主客転倒の観があるとされる。

\*88 司法権の範囲外に属する事項の処理には、およそ司法審査になじまないとして訴えを却下する場合（例として、板まんだら事件に関する最三小判昭56.4.7民集35巻3号443頁、蓮華寺事件に関する最二小判平1.9.8民集43巻8号889頁等）と市民社会と直接の関係を有しない内部的判断の自立性を尊重し、審査の範囲を手続的正当性の有無に留める場合（共産党除名事件に関する最三判昭63.12.20判タ694号92頁等）がある。

\*89 注4記載の高橋書239頁以下が詳しい。

\*90 高田昌宏「集団的権利保護のための当事者適格—近似の団体訴訟立法の展開を中心に」新堂幸司監・実務民事訴訟法講座（第3期）第2巻287頁以下（2014）参照。

\*91 注4記載の高橋書297頁以下参照。肯定例として、民法上の組合の権利行使を代表者個人に認めた最大判昭45.11.11民集24巻12号1854頁等がある。

\*92 福井秀夫ほか・新行政事件訴訟法—逐条解説とQ&A（2004）42頁。なお、宇賀克也・行政法概説Ⅱ（第5版）196頁（2015）参照。

\*93 伊達火力訴訟についての最三小判昭60.12.17判タ583号62頁、新潟空港訴訟についての最二小判平1.2.17民集43巻2号56頁、もんじゅ訴訟についての最三小判平4.9.22民集46巻6号571頁等。この改正の評価については高橋滋編・改正行訴法の施行状況の検証（2013）30頁以下を参照されたい。

の住民に原告適格を認めたもの<sup>\*94</sup>と否定したもの<sup>\*95</sup>があり、それは関係する法律の趣旨及び被害の性質や程度による違いというべきであろう<sup>\*96</sup>。

アメリカ法におけるスタンディング法理が直ちに日本法の争訟性、当事者適格ないし原告適格法理の解釈に役立つものではないが、司法資源の利用に関して時代の要請に応じた適切な判断基準が必要であるとの問題状況は共通している。双方の実体法と手続法の違いを前提にしつつ、アメリカ法の判例の展開を研究することは、日本法の進む方向を研究する上で参考になるところが多いであろう。

(平成27年度末を以って駿河台大学を退職するに当たり、素晴らしい研究環境を与えて下さった大学当局とご支援頂いた教職員各位に深く感謝申し上げます。そして、これまで家庭で私を支えてくれた妻弘子及び中世の説話や連歌を研究しながら私を勉強の道に導いてくれた父武夫(平成17年5月没)に本稿を捧げたい。)

---

\*94 小田急高架訴訟についての最大判平17.12.7民集59巻10号2645頁、産業廃棄物処理業許可についての最三小判平26.7.29民集68巻6号620頁。

\*95 場外車券発売施設についての最一小判平21.10.15民集63巻8号1711頁。

\*96 行政事件訴訟法改正後の判例の動向については、大沼洋一「原告適格に関する最高裁判決と生活環境をめぐる行政訴訟の動向上・下」駿河台法学27巻1号67頁以下、同28巻1号69頁以下(2013-2014)を参照されたい。行政事件訴訟における原告適格を論じた最近の文献として、高橋滋「行政訴訟の原告適格」高木光ほか編・行政法の争点116頁以下(2014)、野呂充「行政手続における第三者の地位と行政争訟」岡田正則ほか編・現代行政法講座Ⅱ97頁以下(2015)がある。